

令和7年度三原市シティプロモーション推進業務仕様書

1 業務名

令和7年度三原市シティプロモーション推進業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び三原市シティプロモーション戦略（以下「戦略」という。）に基づき、本市が市内外から「選ばれるまち」となるため、市民や企業、市役所による総力戦で、話題となる情報を発掘・深掘りし、まちの魅力として効果的に発信することで、三原のイメージの向上やブランドを確立し、市民のまちへの愛着や誇りを醸成するとともに、ふるさと納税の獲得につなげていくことを目的とする。

4 業務内容

本市が設定している戦略におけるターゲット及び成果指標を意識し、次の業務を実施すること。

【ターゲット】

- ・まちの魅力を発信したいと考える「市民」
- ・地方との関わりを持ちたい、地方で活動したい「市外の人・企業」

【成果指標】

- ・市民のまちへの愛着や誇り（シビックプライド）
- ・ふるさと納税寄附件数、金額

(1) 本市魅力の取材・記事制作

本市の次の情報について取材し、発信する記事を制作すること。なお、制作する記事は、情報を深掘りし、付加価値をつけ、魅力的で共感が得られる内容とすること。

【取材する情報及び制作数】

取材する情報	記事制作数
ふるさと納税の返礼品及び事業者	10本以上
市内企業・店舗の魅力	5本以上
起業をめざす人やすでに起業した人	2本以上
市事業を通じてチャレンジしている人	3本以上

(2) ふるさと納税プロモーション動画の制作

本市ふるさと納税の魅力を伝える動画を制作すること。なお、制作する動画の内容・本数等は、本市や返礼品の魅力が伝わるとともに、ふるさと納税の獲得につながるものとする。

(3) 効果的な情報発信

ア 制作した記事及び動画の発信

(1)で制作した記事及び(2)で制作した動画の効果的な発信方法を企画・実施すること。

イ 市内総力戦による情報発信

市民・企業・団体等と連携し、本業務で発信する情報について市内総力戦で発信・拡散する体制を企画・構築し実施すること。

(4) 市外向けプロモーションの実施

ア ふるさと納税関連イベント等への出展

首都圏等で開催されるふるさと納税関連イベント等へ出展し、イベント来場者等に、ふるさと納税獲得に向けたPRを実施すること。

イ その他プロモーションの実施

上記ア以外に、市外向けプロモーションを企画し、発注者と協議のうえ、実施すること。

(5) その他独自提案

上記業務に加え、本業務において実施可能な効果的な取組について提案し、発注者と協議のうえ実施すること。

5 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に実施することが可能な体制を構築し、各業務の実施に当たっては、責任者を配置し、役割分担及び連絡体制を明らかにすること。

また、責任者は、本業務の実施に当たって、市担当者とミーティング（月1回以上）や必要な打ち合わせを随時行うこと。

6 計画書・報告書

(1) 年間の事業計画書の作成

契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

(2) 月次報告書の作成

毎月の実施報告書を作成し、提出すること。なお、報告書の提出は、実施月の翌月とするが、3月分は3月31日までに提出すること。

(3) 事業実績報告書の作成

事業実施後において、事業実績報告書を作成し、提出すること。

7 その他

(1) 受注者は、発注者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 受注者は、本業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告し協議を行い、その指示を受けること。

(3) 受注者は本業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず発注者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(4) 受注者は、本業務で知り得た機密、個人情報等について、秘密保持を厳守すること。

(5) 受注者から引き渡しを受けた成果物に係る著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が権利を有する著作で、あらかじめ受注者が明らかにするものを除く。

(6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。また、受注者の責に帰する事由により著作権関係の紛争が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(7) 業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。